

請 願 文 書 表

受理年月日	平成 28 年 8 月 30 日	請 願 者	近江八幡市安土町大中 2 4 1 番地 滋賀県農民組合連合会 会長 東野 進
受 理 番 号	請 願 第 3 号		
請 願 件 名	T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願		
請 願 要 旨	【請願趣旨】 T P P 協定（環太平洋経済連携協定）は、今年 2 月 4 日に調印し 1 2 カ国の批准作業に移りましたが、現在国内手続きが完了している国はひとつもありません。 周知のとおり、政府が先の通常国会に示した交渉過程の資料は、タイトルと日付以外はすべて黒塗というひどいものでした。国民への説明や情報公開は極めて不十分であります。 協定内容も問題です。米麦での輸入枠拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品 5 品目の全てで大幅譲歩し、重要 5 品目の 3 割、その他農産品 9 8 % の関税撤廃に合意しています。これは「農林水産分野の重要 5 品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」（2013 年 4 月 18 日・19 日衆参農林水産委員会）との国会決議に明らかに違反しているではありませんか。 さらに、政府が「守った」としている重要 5 品目の「例外」も、7 年後に米国など 5 カ国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今回の「合意」は通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃を迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ちゆきません。 さらに、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規則・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からの意見が表明できる規定さえあります。T P P と並行して行われてきた日米二国間協議では、米国からの規制緩和要求を担当省庁が窓口になり規制改革会議に諮るといふ、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。 一方 T P P 協定は、少なくとも G D P で 8 5 % 以上及び 6 カ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。米国の動向は、両大統領候補（1 1 月選挙）が T P P 反対を表明するなど、ますます混乱を深めており、T P P の発効自体、危ぶまれています。このような中で日本が先んじて批准すべきではありません。 以上の趣旨から、下記の事項の意見書を政府関係機関に提出されるよう請願します。 【請願項目】 1. 国会決議に違反する T P P 協定の批准は行わないこと。		
紹 介 議 員	井上 佐由利 加藤 昌宏		